

指定通所介護および日常生活支援総合事業第一号通所事業 運営規程

第1条 医療法人社団新和会（以下「事業者」という。）が開設するレツツリハビリティサービスセンター磐田（以下「事業所」という。）が実施する指定通所介護あるいは日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）（以下「指定通所介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護者あるいは要支援・事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業者が実施する指定通所介護の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能回復訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定通所介護は、利用者の日常生活制限状態の軽減若しくは悪化の防止又は日常生活を制限する状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 指定通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者又は所轄市町村、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 指定通所介護を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称：レツツリハビリティサービスセンター磐田

（2）所在地：静岡県磐田市岩井3051-1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また管理者は、事業所に対する指定通所介護の利用申し込みに関わる調整、通所介護計画あるいは第一号通所サービス計画（以下「通所介護計画」という。）の作成を従業者と共同して行う。

（2）看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の体調管理、利用者及びその家族、居宅介護支援事業者又は所轄市町村、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡業務を行う。

又、他の従業者と共同して通所介護計画の作成を行う。

（3）機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活制限状態の軽減若しくは悪化の防止又は日常生活を制限する状態となることの予防に資するよう機能訓練にあたる。又、他の従業者と

共同して通所介護計画、機能訓練計画の作成を行う。

(4) 介護職員 3人以上

介護職員は、通所介護計画に基づき利用者の介護、及び利用者が安全、且つ円滑にサービス提供が受けられるよう送迎業務にあたる。又、他の従業者と共同して通所介護計画の作成を行う。

(5) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及びその家族、居宅介護支援事業者又は所轄市町村、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供が円滑に行われるよう努め、利用者と事業者との契約等の手続きを行う。又、他の従業者と共同して通所介護計画の作成を行う。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

第6条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

第6条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

(1) サービス提供日：月曜日～金曜日

ただし、ゴールデンウイーク休業、夏季休業 8月13日～15日を含む5日間、年末年始休業5日間（12月30日～1月3日）を除く。なお、これは利用者及び諸般の事情により変更する場合がある。

(2) 営業時間：8時15分～17時00分

(3) サービス提供時間：1単位目 9時00分～12時10分

2単位目 13時20分～16時30分

3単位目 9時00分～16時10分

※ただし、日常生活支援総合事業第一号通所事業は、1単位目、2単位目のみ行う。

(指定通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

・1単位目：13人 2単位目：13人 3単位目：20人

※ただし、提供時間が重なる単位に関しては、合計が利用定員33人を超えないものとする。

※ただし、日常生活支援総合事業第一号通所事業は、1単位目、2単位目のみ行う。

(指定通所介護の内容)

第8条 実施する指定通所介護は次のとおりとする。

(1) 身体介護に関するこ

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動、移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護を行う。

(2) 入浴に関するこ

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供し、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。

(3) 食事に関すること（配食）

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供し、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(5) 口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

(6) 栄養改善に関すること

低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

(7) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて認知機能の改善、仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(8) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

(9) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 静岡県磐田市(見付地区、今之浦地区、中泉地区、西貝地区、大藤地区、向笠地区、岩田地区、田原地区、豊田地区、豊岡地区)、及び袋井市(駅前地区、高尾地区、高南地区、袋井地区、川井地区、袋井西地区、方丈地区、田原地区、袋井北地区、袋井北四町地区、今井地区、三川地区、上山梨地区、下山梨地区、宇刈地区)

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、告示された当該介護報酬の額とし、指定通所介護が法定代理受領サービスであるときの利用者の負担額は、その額の介護保険負担割合証に記された割合分の額とする。

2 第9条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎費については、通常の事業の実施地域を越えた地点から以下の額を徴収する。

・通常の実施地域を越えた地点から片道1km当たり 50円

3 飲食の提供に要する費用：1日につき 750円（普通食、おやつ代含）、860円（ムース食等特別食、おやつ代含）、960円（カリー調整、低タップル等医療食、おやつ代含）を徴収する。

※食事形態は身体状況等を勘案し、相談決定の上で提供を行う。

1 単位、2 単位利用者は、1日につき 180円（おやつ、飲料代）

4 おむつ代等：リハビリパンツ1枚 200円、パット1枚 100円

5 指定通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担する事が適當と認められる費用については、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

6 利用者の希望によって上記2から5の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に對して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、飲酒など、他人に迷惑をかけること。

(2) 噫煙。

(3) 政治活動、宗教、習慣などにより、自己の利益のために他人の自由を侵害し、あるいは他人を排撃したりすること。

(4) 事業所の秩序、風紀を乱すこと、又は安全衛生を害すること。

(5) 故意又は無断で、事業所、設備及び備品に損害を与えること、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(6) 食べ物、飲み物を持ち込むこと。

(7) 事業所内での売買行為

2 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

3 送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(運営に関する留意事項)

第12条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。

(緊急時等の対応)

第13条 従業者は、指定通所介護の提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡や救急搬送等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、消防計画及び地震、風水害等の自然災害、火災等の非常災害に関する防災計画等を作成し、定期的に避難・救出訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、研修機関等が実施

する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体勢を整備する。

- (1) 採用時研修：採用後 3 カ月以内
- (2) 認知症ケアに関する研修 採用後 3 カ月（介護関係無資格者）
- (3) 身体拘束・虐待防止に関する研修 年 2 回
- (4) 入浴介助に関する研修 年 1 回
- (5) 継続研修：年 1 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持するよう、必要な措置を講ずる。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者が定めるものとする。

- (附則) この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 27 年 2 月 1 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は平成 27 年 7 月 1 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は平成 29 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は平成 30 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は平成 30 年 8 月 15 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は平成 30 年 11 月 1 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は令和元年 8 月 1 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は令和 4 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は令和 5 年 6 月 1 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は令和 6 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。
- (附則) この規定は令和 6 年 12 月 1 日から一部改訂施行する。